

一部ガソリンスタンドでの灯油販売の一時停止について

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県、茨城県において、238カ所のガソリンスタンド(ENEOSサービスステーション)で灯油の販売が一時停止となる事態が発生しております。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしており、深くお詫びを申し上げます。

現在、監督官庁の指導をいただきながら、早急に販売を再開すべく取り組んでおりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

これは、当社からガソリンスタンドへ出荷した灯油の色が、黄色味がかっており(通常の灯油は無色透明)、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(以下、品質確保法)の定める色相の規格^{※1}を逸脱している可能性があるため、販売を一旦停止したうえで、順次、在庫の入れ替え等の措置を講じていることによるものです。

灯油の色相に関する規格はガソリンとの誤使用防止を目的に定められたものであり、また、品質検査の結果、この灯油は色相以外の規格^{※2}を満たしており、通常使用^{※3}には問題ありませんので、お客様にご購入いただいている灯油は、安心してご使用いただけます。

現在、原因は究明中ですが、このような品質に対する信頼を損なう事態が発生し、お客様を始め関係各位に多大なるご心配・ご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、重ねてお詫びを申し上げます。

※1 強制規格として「セーボルト色プラス25以上」と定められています。

セーボルト色とは、透明な液体の明るさを数値で示したものです。

※2 色相以外の強制規格としては、安全の確保を目的とした「引火点40度以上」、大気汚染防止を目的とした「硫黄分0.008質量%以下」が定められています。

※3 灯油は劣化防止のため、早めのご使用をお願いしております。詳しくは下記弊社ウェブサイトをご覧ください。

http://www.no.ej-group.co.jp/faq/qa/e71_faq_009.html

【対象となる市区町村(6月3日現在)】()内は複数ある場合のガソリンスタンド数

東京都(58)	足立区(5)、板橋区(3)、文京区、練馬区、北区、墨田区(2)、杉並区(3)、世田谷区、葛飾区(3)、大田区(2)、中央区、江戸川区(4)、江東区(3)、港区(3)、荒川区、三鷹市(2)、武蔵村山市、小平市、多摩市、町田市(4)、調布市、東久留米市、東村山市、日野市(3)、八王子市(3)、青梅市(2)、昭島市、あきるの市、国立市、稲城市
千葉県(17)	松戸市(3)、成田市、船橋市、白井市、野田市(2)、市川市(4)、流山市(5)
埼玉県(78)	さいたま市(浦和区(2)、岩槻区(5)、見沼区(4)、西区(4)、大宮区(2)、中央区(2)、南区(3)、北区)、ふじみ野市、越谷市(6)、桶川市(2)、加須市(2)、吉川市、熊谷市、戸田市(4)、幸手市、鴻巣市、三郷市(2)、春日部市(3)、所沢市(2)、上尾市(5)、川越市、川口市(7)、草加市(3)、朝霞市、南埼玉郡白岡町、鳩ヶ谷市(2)、比企郡川島町、北葛飾郡杉戸町、北足立郡伊那町、北本市、蓮田市、和光市、蕨市、八潮市
神奈川県(61)	横須賀市、横浜市(旭区(3)、栄区、戸塚区、港北区(4)、泉区、中区(2)、都筑区(5)、南区、保土ヶ谷区(2)、青葉区(5))、海老名市、厚木市(2)、座間市、三浦郡葉山町、秦野市、川崎市(宮前区(5)、幸区、高津区、川崎区、多摩区、中原区、麻生区(3))、相模原市(中央区、南区(4)、緑区(3))、足柄下郡箱根町、足柄上郡(大井町、中井町)、藤沢市(3)、平塚市(2)
静岡県(21)	掛川市(2)、焼津市(2)、静岡市(葵区(2)、駿河区(2))、袋井市、菊川市、島田市(2)、藤枝市(4)、浜松市(中区、西区、北区、東区、南区)
茨城県(3)	つくばみらい市、ひたちなか市、下妻市

※上記市区町村で灯油の販売を行っているガソリンスタンド(ENEOSサービスステーション)については、当社ウェブサイト内でお知らせしております。

【これまでの経緯】

(1)5月27日、神奈川県横浜市の当社出荷基地(油槽所)より出荷した灯油の色相が、黄色味がかっていることが発覚いたしました。

(2)この事態を受け、出荷先のガソリンスタンドでの販売を停止するとともに、原因究明および色相以外の品質検査を行った結果、現在までに以下の事実が判明いたしました。

(詳細の原因究明は継続して実施中です)

① 当社の5ヶ所の油槽所[※]において、2月15日(火)～4月1日(金)の間に入荷した一部の灯油が原因で、タンク内の灯油の色相が品質確保法の規格値を逸脱した可能性があること

※市川油槽所(千葉県)、船橋油槽所(千葉県)、朝霞油槽所(埼玉県)、
京浜油槽所(神奈川県横浜市)、大井川油槽所(静岡県焼津市)

② 上記5カ所の油槽所から出荷された灯油が、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県、茨城県の一部地域のガソリンスタンド(1,098ヶ所)に出荷され、6月3日(金)までの間、お客様に販売されていること

③ この灯油は色相以外の品質確保法に定める規格を満たしており、通常使用には問題はないこと

(3) 以上のとおり、通常使用には問題ないものの、規格外れ商品の販売を解消すべく、速やかに該当するガソリンスタンドでの目視による簡易検査を実施いたしました。

その結果、色相の規格値逸脱のおそれがあることが判明したガソリンスタンドは、直ちに灯油の販売を停止するとともに、試験所における正式な色相検査の実施と、規格不適合品の在庫の入れ替えを開始いたしました。

(4) 既に正式な色相検査により規格適合が確認されたガソリンスタンド、および、規格不適合品の在庫の入れ替えが完了したガソリンスタンドは、監督官庁の了解のもと、順次販売を再開いたしております。

(6月3日時点 販売停止中238ヶ所)

以上

■お客様連絡先 : ENEOSお客様センター
0120-56-8704(平日9:00~17:00)
0120-150-106(6月4~5日 9:00~17:00)

※朝方などは、電話が集中してつながりにくい場合がございます。

その場合は、恐れ入りますが、お時間をとおいてお問い合わせいただきますようお願い致します。

<プレスリリースに関するお問い合わせ先>

JX日鉱日石エネルギー株式会社広報部 : 03(6275)5046